

「デザイン経営推進事業」業務委託仕様書

1 事業名

デザイン経営推進事業

2 実施期間

契約締結日から令和8年3月23日（金）まで

3 業務目的

企業の課題解決やイノベーション創出につながる「デザイン経営」について、デザイン経営の実践や事例共有を通じて、市内事業者及び地域のデザイナーへの普及啓発を図ることを目的とする。

4 業務内容

(1) セミナーの開催

市内企業の経営者、経営者の右腕人材、地域のデザイナーを対象に、デザイン経営をテーマにしたセミナーを開催すること。セミナーは、デザインを経営に活かすメリットや留意点、デザインを経営に取り入れるための組織作りや人材確保・育成の必要性、何から始めるべきかなど、デザイン経営に対する理解を深めるとともに、実践例の紹介を通じて、参加者のデザイン経営に取り組む意欲が喚起される内容とすること。

(2) 支援対象事業者選定・マッチング

(1)の参加者の中から、支援を希望する事業者及び地域のデザイナーに対し面談などを実施してマッチングを行うとともに、受託者が事前に作成した選定基準に照らし、市と協議のうえ支援対象事業者を3者程度決定すること。

(3) 伴走支援の実施

支援対象事業者の経営課題の解決に向けた伴走支援を実施すること。内容は、支援対象事業者に対してはデザイン経営における企業のアイデンティティの深堀り、事業分析、事業計画の立案、地域のデザイナーに対しては支援対象事業者との協業が円滑に進むようサポートすることで、支援対象事業者のビジョンの確立とビジョンに基づく新たな取り組み（例：新規事業）の創出を促すものとする。

なお、申込数の相違等の理由により、支援対象事業者と地域のデザイナーとのマッチングができない場合は、本事業において地域のデザイナーが果たす役割を受託者が担うこと。

(4) 成果発表会の実施

市内事業者を対象に、(3)の伴走支援の成果を共有する発表会を開催すること。ま

た、支援対象事業者に対し、可能な範囲で成果発表会に向けた個別のフォローを行うこと。

(5) その他

①広報

上記(1)から(4)でチラシやポスターを作成する場合は、デザインのみとする。

②報告書の作成

上記(1)から(5)に関する実施内容について報告書を作成する。

<提出部数>紙媒体2部、電子媒体(PDF等)1部

5 検査

- (1) 受託者は、本業務を完了したときは、速やかに市に報告するものとし、完了検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、自らの責に帰すべき理由による成果品の不良箇所等が発見された場合は速やかに訂正又は補足その他の処置を執るものとする。

6 再委託

受託者は、事務事業のうち専門業者に発注した方が効果的に実施できる業務について、事前に倉敷市の承認を得て第三者に再委託できるものとする。

7 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記1の「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、上記5の規定により本業務を倉敷市の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して「個人情報取扱特記事項」を遵守させなければならない。

8 障がい者に対する適切な対応

- (1) 受託者は、本業務を遂行するための障がい者への差別解消の取扱いについては、別記2の「障がい者差別解消に関する特記仕様書」を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、上記5の規定により本業務を倉敷市の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して「障がい者差別解消に関する特記仕様書」を遵守させなければならない。

9 調査等

市は、必要があると認めるとき、受託者に対して、本業務の処理状況について調査し、

又は報告を求めることができる。この場合、受託者はこれに従わなければならない。

10 事業計画

受託者はあらかじめ事業実施に必要な計画書を提出しなければならない。この場合、次の事項について記載するものとする。

- (1) 事業内容（目的、概要）と事業実施のスケジュールがわかるもの
- (2) 事業を実施する体制と責任者がわかるもの

11 その他留意事項

- (1) 受託者は、事業目的の達成に向けて、本業務の運営者として当事者意識を持ち、自主的に業務に取り組み、必要に応じて倉敷市に報告・連絡・相談を行うとともに、その指示に従うこと。
- (2) 本業務において受託者が作成したすべての成果物の所有権及び著作権は、原則、市に帰属するものとする。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (4) 本業務に関する内容については、本仕様書によるほか、受託者の提案内容に従い、契約後詳細な打合せにより、倉敷市及び受託者双方合意の上、決定するものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、倉敷市と受託者とが協議して定めるものとする。